

令和6年3月 定例教育委員会

日時 令和6年3月28日(木)15:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P.3

【審議事項】

(1) 議案第15号 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則の
廃止について [文化財課] P.5

(2) 議案第16号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
[文化財課] P.7

【説明・協議事項】

(1) 鳥取市学校災害補償規則の制定について [学校教育課] P.15

(2) 個人情報情報の漏洩に係る公表基準について [学校教育課] P.21

【報告事項】

(1) 2月定例市議会一般質問等教育長・局長答弁要旨について [各課] 当日配布

(2) 令和6年度4月職員人事異動等について [教育総務課] 当日配布

(3) 鳥取城跡・仁風閣展示施設の開館について [文化財課] P.22

(4) 特別天然記念物コウノトリの繁殖状況について [文化財課] P.24

(5) 令和5年度鳥取市新成人応援プロジェクトについて [生涯学習・スポーツ課] P.26

(6) 鳥取マラソン2024の開催について [生涯学習・スポーツ課] P.27

【その他】

(1) 次期定例教育委員会の開催について

[4月] 令和6年4月26日(金) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

[5月] 令和6年5月 日() : ～ 鳥取市役所本庁舎 階 第 会議室

① 行事報告（2月29日～3月28日）

2月	29	(木)	京都産業大学キャリア実習（～3月3日）	さじアストロパーク
3月	1	(金)		
	2	(土)	令和5年度カルチャー教室生徒作品展	因幡万葉歴史館
	3	(日)	砂川哲夫生誕105年講演会「地方人を生きる」	鳥取市歴史博物館
			万葉集の恋歌と植物（万葉集解説）	因幡万葉歴史館
			用瀬町民剣道大会	千代南中学校
			流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館
			五しの里さじ地域協議会連携事業「木のイス作り・プラネタリウム」	さじアストロパーク
	4	(月)		
	5	(火)		
	6	(水)		
	7	(木)	みたき大学第5回講座・閉講式	河原町コミュニティセンター
	8	(金)	成人学級閉講式	御食事処 蔵
			中学校・義務教育学校 卒業式	
	9	(土)	マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館
			展示解説	鳥取市歴史博物館
	10	(日)	幻灯機フィルムを見てみよう	鳥取市歴史博物館
	11	(月)	親子で楽しむわらべうた	用瀬図書館
	12	(火)		
	13	(水)		
	14	(木)	音読教室	青谷町総合支所
	15	(金)	小学校 卒業式	
	16	(土)		
	17	(日)	鳥取マラソン2024	鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース
			用瀬町民バスケットボール大会	千代南中学校
			マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館
			展示解説	鳥取市歴史博物館
	18	(月)		
	19	(火)	サポートルーム修了式	総合教育センター
	20	(水)	第30回星景写真コンテスト入賞作品展（～6月16日）	さじアストロパーク
	21	(木)	令和5年度 第1回文化財審議会	6-7会議室
			教職員サポート会議	総合教育センター
	22	(金)	因幡の麒麟獅子舞連合保存会総会	6階会議室
	23	(土)	ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館
			池田家墓所写真コンクール入賞作品展（～5/6）	鳥取市歴史博物館
			かちべ見どころウォーク	青谷町勝部地区
	24	(日)	資料にふれる	鳥取市歴史博物館
			展示解説	鳥取市歴史博物館
			青谷かみじち史跡公園開園式	青谷かみじち史跡公園
	25	(月)	鳥取市議会閉会	
			令和5年度第3回鳥取市社会教育委員会会議	6階第7・8会議室
			イベント「もうすぐいちねんせい、がっこうっていいな！」	中央図書館
			小・中・義務教育学校 学年末休業日（～3/31）	

	26	(火)		
	27	(水)	令和5年度第2回鳥取市スポーツ推進審議会	6階第4会議室
	28	(木)	3月定例教育委員会	6階第4会議室

② 行事予定（3月29日～4月26日）

3月	29	(金)		
	30	(土)		
	31	(日)		
4月	1	(月)	小・中・義務教育学校 学年始休業日（～4/6）	
	2	(火)	鳥取城跡・仁風閣展示施設 開館	鳥取城跡
	3	(水)		
	4	(木)		
	5	(金)		
	6	(土)	鳥取城跡・仁風閣展示施設 開館セレモニー	鳥取城跡
			宇宙ふしぎ探検「ボンス・ブルックス彗星を見よう」	さじアストロパーク
	7	(日)		
	8	(月)	小・中・義務教育学校 始業式	
	9	(火)	◆小学校・義務教育学校 入学式（午前） ◆中学校 入学式（午後）	
	10	(水)		
	11	(木)		
	12	(金)		
	13	(土)		
	14	(日)		
	15	(月)		
	16	(火)		
	17	(水)		
	18	(木)		
	19	(金)		
	20	(土)	共催展「中国七宝協会 山陰支部展」（～5/26）	鳥取市歴史博物館
			「日本初の女性弁護士 中田正子展（仮称）」（～5/19）	鳥取市あおや郷土館
	21	(日)	講演会「子どもと物語のいい関係」	中央図書館
			日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日（新入団員説明会）	さじアストロパーク
	22	(月)		
	23	(火)		
24	(水)	郷土史講座	用瀬町民会館	
25	(木)			
26	(金)	4月定例教育委員会	6階第4会議室	
		成人学級開講式	用瀬町民会館	

審議事項（１）

3月定例教育委員会資料	
令和6年3月28日	
担当課	文化財課

議案第15号 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

1. 廃止の目的

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第141号）の廃止に伴い、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第9号）を廃止することを目的とします。

2. 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第15号

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第141号）の廃止に伴い、規則を廃止するためである。

審議事項（２）

3月定例教育委員会資料	
令和6年3月28日	
担当課	文化財課

議案第16号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

1 改正の目的

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第141号）の廃止に伴い、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館に関する部分を削除し、所要の整備を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 文化財課の分掌事務から青谷上寺地遺跡展示館に関する部分を削除します（第6条関係）。
- (2) 教育委員会の所管に属するその他の機関から鳥取市青谷上寺地遺跡展示館を削除します。（第12条関係）

3. 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

議案第16号

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則
鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鳥取市教育委員会規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第6条文化財課の項第3号中「、青谷上寺地遺跡展示館」を削る。

第12条その他の機関の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7
号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例（平成16年
鳥取市条例第141号）の廃止に伴い、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館に関
連する項目を削除するほか、所要の整備を行うためである。

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月29日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>鳥取市教育委員会事務局等組織規則（昭和52年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>（各課の分掌事務）</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p> 第1節 課等及び内部組織の設置（第5条）</p> <p> 第2節 分掌事務（第6条・第7条）</p> <p> 第3節 内部組織（第8条）</p> <p> 第4節 職制及び職務（第9条—第11条）</p> <p>第3章 教育機関等</p> <p> 第1節 教育機関等の区分（第12条）</p> <p> 第2節 通則（第13条・第14条）</p> <p> 第3節 職制及び職務（第15条—第17条）</p>	<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月29日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>鳥取市教育委員会事務局等組織規則（昭和52年鳥取市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>（各課の分掌事務）</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 事務局</p> <p> 第1節 課等及び内部組織の設置（第5条）</p> <p> 第2節 分掌事務（第6条・第7条）</p> <p> 第3節 内部組織（第8条）</p> <p> 第4節 職制及び職務（第9条—第11条）</p> <p>第3章 教育機関等</p> <p> 第1節 教育機関等の区分（第12条）</p> <p> 第2節 通則（第13条・第14条）</p> <p> 第3節 職制及び職務（第15条—第17条）</p>

あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関すること。

生涯学習・スポーツ課 (略)

(分室の事務分掌)

第7条 (略)

第3節 内部組織

(内部組織の分掌事務)

第8条 (略)

第4節 職制及び職務

(職制)

第9条～第11条 (略)

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関 (略)

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター
- (2) 鳥取市農村環境改善センター
- (3) 仁風閣及び宝扇庵

あおや郷土館及び因幡万葉歴史館に関すること。

生涯学習・スポーツ課 (略)

(分室の事務分掌)

第7条 (略)

第3節 内部組織

(内部組織の分掌事務)

第8条 (略)

第4節 職制及び職務

(職制)

第9条～第11条 (略)

第3章 教育機関等

第1節 教育機関等の区分

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関 (略)

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター
- (2) 鳥取市農村環境改善センター
- (3) 仁風閣及び宝扇庵

(4) 鳥取市歴史民俗資料館

(5) 鳥取市あおや郷土館

(6) 鳥取市因幡万葉歴史館

(7) 鳥取市東部研修センター面影会館

(8) 鳥取市コミュニティ施設

(9) 鳥取市気高町ロジ緑の郷

(10) 鳥取市国府町土地区画整理記念館

(11) 鳥取市用瀬町青年会館

(12) 鳥取市佐治町会館

(13) 鳥取市さじアストロパーク

(14) 鳥取市さじコスモスの館

(15) 鳥取市佐治町地域活性化センター

(16) 鳥取市体育館

(17) 鳥取市プール

(18) 鳥取市テニス場

(19) 鳥取市海洋センター

(20) 鳥取市営サッカー場

(21) 鳥取市若葉台スポーツセンター

(22) 鳥取市武道館

(4) 鳥取市歴史民俗資料館

(5) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館

(6) 鳥取市あおや郷土館

(7) 鳥取市因幡万葉歴史館

(8) 鳥取市東部研修センター面影会館

(9) 鳥取市コミュニティ施設

(10) 鳥取市気高町ロジ緑の郷

(11) 鳥取市国府町土地区画整理記念館

(12) 鳥取市用瀬町青年会館

(13) 鳥取市佐治町会館

(14) 鳥取市さじアストロパーク

(15) 鳥取市さじコスモスの館

(16) 鳥取市佐治町地域活性化センター

(17) 鳥取市体育館

(18) 鳥取市プール

(19) 鳥取市テニス場

(20) 鳥取市海洋センター

(21) 鳥取市営サッカー場

(22) 鳥取市若葉台スポーツセンター

(23) 鳥取市武道館

(23) 鳥取市多目的スポーツ広場

(24) 鳥取市多目的運動広場

(25) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター

(26) 鳥取市文化ホール

第2節 通則

(教育委員会等の共通事務分掌)

第13条・14条 (略)

第3節 職制及び職務

(職制)

第15条～第17条 (略)

第4節 雑則

(分掌事務の主管の判定)

第18条 (略)

第4章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第19条 (略)

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

(市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務)

第20条 (略)

第6章 補則

(24) 鳥取市多目的スポーツ広場

(25) 鳥取市多目的運動広場

(26) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター

(27) 鳥取市文化ホール

第2節 通則

(教育委員会等の共通事務分掌)

第13条・14条 (略)

第3節 職制及び職務

(職制)

第15条～第17条 (略)

第4節 雑則

(分掌事務の主管の判定)

第18条 (略)

第4章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第19条 (略)

第5章 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

(市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務)

第20条 (略)

第6章 補則

(委任)

第21条 (略)

附 則

(略)

(委任)

第21条 (略)

附 則

(略)

3月定例教育委員会資料
令和6年3月28日（木）
学校教育課

鳥取市学校災害補償規則の制定について

1 制定の目的

本市では、学校施設の構造上の欠陥や管理上の不備による事故等に起因して被災者に対する損害賠償保険の責を負った場合に備え、学校賠償責任保険に加入していますが、被災者が身体障害（死亡・後遺障害・入院や通院を伴う傷害など）を被った場合に対する補償金制度を定めていませんでした。昨今、学校において地域人材等によるボランティア活動を依頼する機会が増えてきている状況に鑑み、上記の者に安心してボランティア活動に従事していただけるよう、今後は市の賠償責任の有無に関わらず、補償金を支払うこととします。

これに際して、新たに補償保険に追加加入することとし、実際に補償金を支払う事由が発生した場合において、被災者に対して支払う補償金の内容と本市が加入する補償保険の内容との間で齟齬を来たさないよう、必要な事項を定めることを目的とします。

2 制定の内容

- (1) この規則の目的を定めることとします。（第1条関係）
- (2) 用語の定義について定めることとします。（第2条関係）
- (3) 補償対象者について定めることとします。（第3条関係）
- (4) 補償金額とその規準について定めることとします。（第4条、別表関係）
- (5) 補償金を支払わない場合及び本規則の適用除外について定めることとします。（第5条、第6条関係）
- (6) 損害賠償の免責について定めることとします。（第7条関係）
- (7) この規則に定めのない事項は、各種特約等の規定を準用することとします。（第8条関係）

3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

鳥取市学校災害補償規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第11号

鳥取市学校災害補償規則

(目的)

第1条 この規則は、全国市長会学校災害賠償補償保険の加入に伴い、市が設置する学校の管理下にある者（以下「被災者」という。）が、身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。）を生じた場合又は傷害により入院若しくは通院した場合の補償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

2 この規則において「学校の管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する法令の規定に準拠し、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- (3) 休憩時間中に学校にあるときその他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- (4) 通常の経路及び方法により通学するとき（住居と学校外において、第1号の授業若しくは第2号の課外指導が行われる場所又は当該場所以外において集合若し

くは解散する場所との間を合理的な経路及び方法により往復するときを含む。)

(補償対象者)

第3条 市は、自己が設置する学校の管理下にある者が急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合又は入院若しくは通院した場合、被災者又はその者の相続人に対し、この規則に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 身体外部から、有害ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）

(2) 日射又は熱射による身体の傷害

(補償金額と補償規準)

第4条 市は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその者の相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第5条 市は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、学校の管理下にある者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合、後遺障害を生じた場合又は入院若しくは通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。ただし、第1号、第3号、第4号又は第12号の事由による場合、事由の存しない被災者が被った傷害については、この限りでない。

(1) 被災者の故意又は重大な過失

(2) この規則に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りでない。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心身喪失

- (5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産
 - (6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、補償金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、この限りでない。
 - (7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的
事故による場合は、この限りでない。
 - (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似
の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団行動によって、全国又は一部の地区に
おいて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
 - (9) 地震、噴火又は津波
 - (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染
された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性、その他有害な特性又は
これらの特性による事故
 - (11) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (12) 被災者が、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を、当該自
動車等を運転する地において適用される法令に基づく運転免許を受けないで、又
は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯び
た状態で運転している間に発生した事故
 - (13) スポーツを職業又は職務とする者が、職業上又は職務上行うスポーツ活動中に
被った事故
 - (14) 第8号から第10号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の
混乱に基づいて生じた事故
- 2 市は、頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている被災者であって、当該症状を
裏付けるに足りる医学的他覚所見がないものに対しては、当該症状の原因にかかわ
らず、補償金を支払わないものとする。

（この規則の適用除外）

第6条 この規則は、学校の業務に従事する者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者には適用しない。

(損害賠償の免責)

第7条 市は、この規則による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れるものとする。

(準用)

第8条 この規則に定めのない事項については、全国市長会学校災害賠償補償保険特約書、災害補償保険普通保険約款、学校管理下災害補償特約及び入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

給 付 表

区 分	給 付 額	
死亡補償給付金	100万円	
後遺障害補償給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 4万円～100万円	
入院・通院補償給付金	入院日数1日以上5日まで 10,000円	通院日数6日以上15日まで 10,000円
	入院日数6日以上15日まで 30,000円	通院日数16日以上30日まで 30,000円

入院日数16日以上30日まで 60,000円	通院日数31日以上60日まで 45,000円
入院日数31日以上60日まで 90,000円	通院日数61日以上 60,000円
入院日数61日以上90日まで 120,000円	
入院日数91日以上 150,000円	

報告事項(3)

年月日 令和6年3月28日

担当課 文化財課

鳥取城跡・仁風閣展示館の開館について

1. 概要

保存修理事業の実施により令和5年12月末から令和10年度下半期まで仁風閣を休館とするため、鳥取城跡及び仁風閣修理工事のガイダンス等の機能を維持し、公開を継続する宝隆院庭園・宝扇庵の管理運営のための仮設施設を設置します。

2. 委託管理者 公益財団法人 鳥取市文化財団

3. 施設の内容

展示スペース：鳥取城・仁風閣の歴史や鳥取城の復元工事、仁風閣の保存修理工事についてのパネル等を展示します。また、記念撮影ブースも設置します。

休憩スペース：鳥取城跡周辺を訪れた観光客の休憩スペースを設けます。ここでは、鳥取城跡と仁風閣の歴史や工事記録映像を流します。

物販・受付スペース：鳥取城御城印など、鳥取城跡・仁風閣の関連商品を販売するとともに、100名城スタンプの押印や宝扇庵の利用、ガイド利用の申込み等を受け付けます。

4. 開館日（予定）

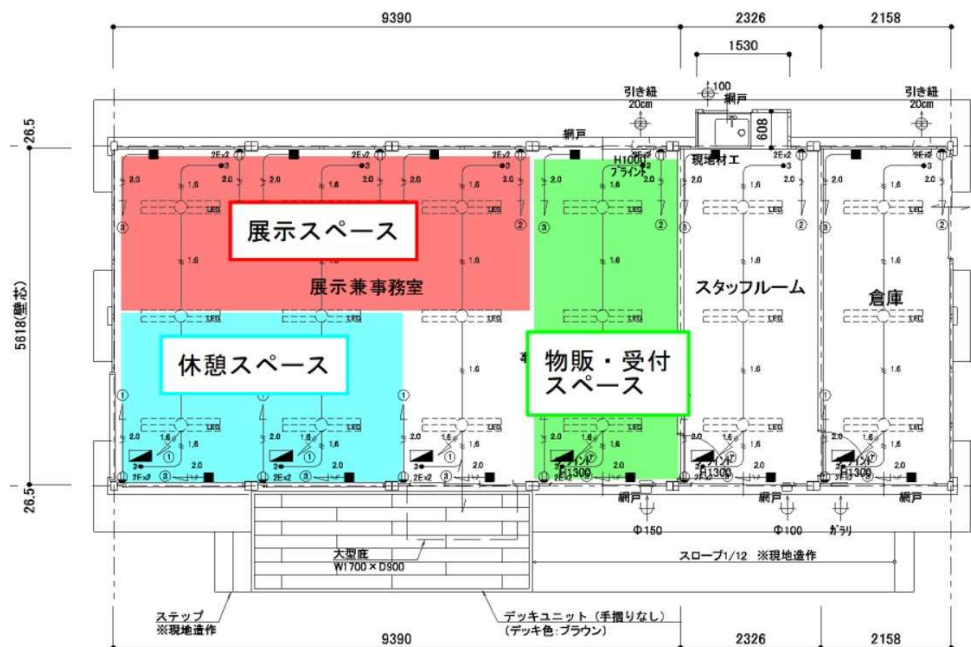
令和6年4月2日（火）

5. オープニングセレモニー

令和6年4月6日（土） ※「しろの日」

※詳細は現在検討中

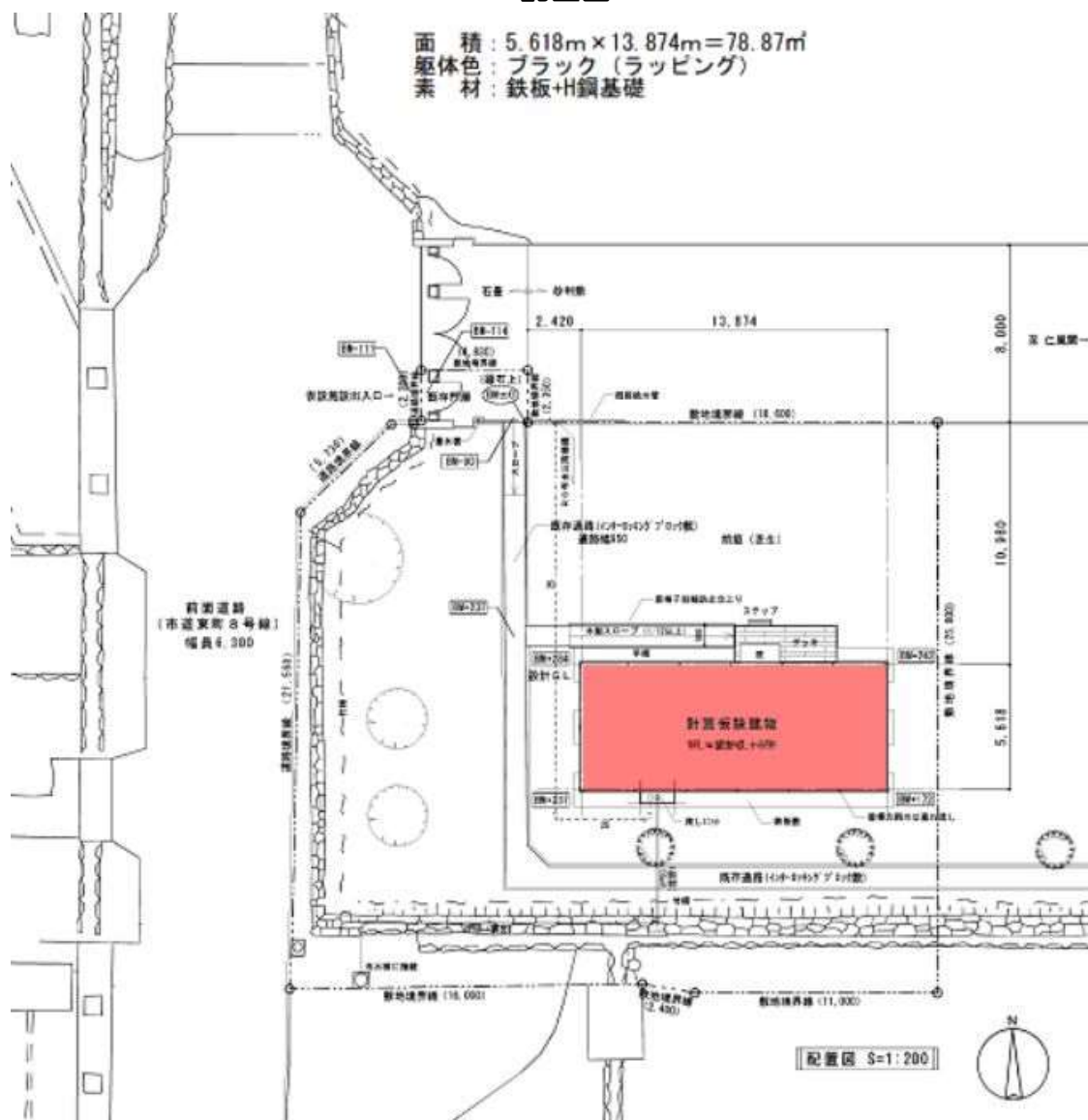
6. 施設見取図



工程表

年度		令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	備考
大手登城路	中ノ御門渡櫓門	工事					令和 7 年 3 月建物竣工 令和 7 年 4 月末開門式
	中ノ御門番人小屋		工事				令和 9 年度運用開始予定 (簡易ガイダンス施設)
仁風閣		工事 (閉館・宝隆院庭園開放)				再開館	令和 10 年中下旬 再オープン
鳥取城跡・ 仁風閣展示館		仁風閣 敷地内 令和 6 年 4 月 2 日オープン					令和 9 年度末に閉鎖

配置図



報告事項（４）

3月定例教育委員会資料	
年月日	令和6年3月28日
担当課	教育委員会文化財課

特別天然記念物コウノトリの繁殖状況について

1. これまでの経過

- (1) 令和元年 鳥取市気高町でコウノトリのペアが営巣し産卵。ヒナ 4羽が孵化・巣立ち(鳥取県では初)(令和元年5月4日孵化・令和元年6月17日足環取付)
親鳥個体番号 オス J0125(豊岡市戸島巣塔・2016.4/2 生・6/10 巣立)
メス J0123(豊岡市赤石巣塔・2016.3/29 生・6/8 巣立)
ヒナ個体番号 ①J0253(オス) ②J0254(メス) ③J0255(オス) ④J0256(オス)
※ヒナ③(J0255)は令和2年1月14日に島根県松江市で死亡確認
- (2) 令和2年 鳥取市気高町日光に個人が人工巣塔を設置。昨年度と同じペアが営巣・産卵し、ヒナ3羽が孵化・巣立ち(鳥取県2例目)(令和2年5月18日孵化・6月29日足環取付・7月中下旬巣立ち)
ヒナ個体番号 ①J0321(オス) ②J0322(メス) ③J0323(メス)
- (3) 令和3年 鳥取市気高町日光の人口巣塔に同じペアが営巣・産卵し、ヒナ2羽が孵化・巣立ち(鳥取県3例目)(令和3年4月6日孵化・5月19日足環取付・6月中下旬巣立ち)
ヒナ個体番号 ①J0353(メス) ②J0354(メス)
- (4) 令和4年 鳥取市気高町日光の人工巣塔に同じペアが営巣・産卵し、ヒナ2羽が孵化する(令和4年4月1日孵化・令和4年6月27日足環取付・7月下旬巣立ち)
ヒナ個体番号 ①J0452(オス) ②J0453(メス)
- (5) 令和5年 令和5年 鳥取市気高町日光の人工巣塔に同じペアが営巣・産卵し、ヒナ3羽が孵化するが死亡(令和5年4月6日孵化・5月13日死骸回収)

2. 令和6年3月現在の状況

※個体数の増加に伴い、7～10羽が群れている状況が千代川流域で散見される状況となっている。

※現在、2か所で営巣が確認されており、うち1か所は産卵、うち1か所も産卵の可能性はある。現状はそれぞれ下記の通り。

(1) 気高町日光 人口巢塔

J0333(オス)とJ0265(メス)が営巣、産卵したとみられる。

→近親婚であるため、昨年、兵庫県立コウノリの郷公園が新温泉町で巣を撤去したペア。

→近親婚が重なると遺伝的多様性が低下し弊害が出てくる可能性が考えられるため、繁殖を阻害する必要がある。

→そのため、兵庫県立コウノリの郷公園と鳥取市教育委員会において、文化財の現状変更・環境省の希少生物捕獲の許可を得て、卵を偽卵と差し替える作業を実施する(非公開)。

(2) 国府町庁 携帯電話電波塔

J0394(オス・京丹後産)とJ0323(メス・鳥取産)がペアリングし営巣。産卵する可能性が高い。

→人口巢塔と違い、巣の高さが高く、電源等が設置されている携帯電話塔であるため、可能であれば巣を撤去する。

→産卵後は、特別天然記念物として撤去の現状変更が許可されないため、そのまま孵化・巣立ちを迎える可能性もある。

→孵化し生育した場合、可能であれば個体識別のための足環の取付を行う。



国府町 携帯電話塔のコウノリ

※機材・技術的に撮影が困難なため、高精度の写真はありません。

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和6年3月28日
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和5年度鳥取市新成人応援プロジェクトについて

新成人を対象に、「あなたが伝えたい鳥取市の魅力」をテーマとし、次世代や故郷への思い、人々への感謝、新成人になった思いを添えた画像を用いたモザイクアートの制作が完了しました。

【モザイクアート】

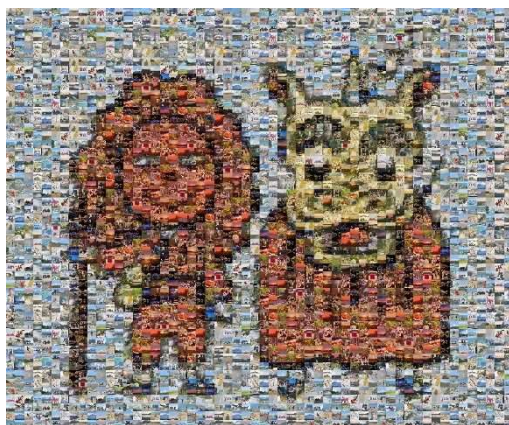
1 概要

- (1) デザイン 麒麟獅子と猩々
- (2) サイズ 140cm×150cm
- (3) 参加者数 22名
- (4) 収集した写真 140枚
- (5) 使用した写真 2,856枚（重複あり）

2 公開

令和6年3月22日～5月7日まで本市ホームページにて公開

3 完成品



KIRINJISHI 麒麟獅子と猩々



【新成人の決意・ふるさとへの思い】

- ・県外に就職するので、辛い時は、故郷を思い馳せながら頑張ります！
- ・鳥取は唯一の故郷で必ずここに戻ってきます。県外に出ても鳥取に誇りを持ちたいです。
- ・今までにない自由を楽しみつつ、自分に厳しく生活したいです。
- ・新成人として責任を持って行動できるよう心がけていきたいです。
- ・自立して行動をし、今までお世話になった方に恩返しをしていきたいです。
- ・将来、鳥取がもっと他県から注目を浴びるような魅力ある地域になるように鳥取で働きたいと思っています！



3月定例教育委員会 資料	
令和6年3月28日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取マラソン 2024 の開催について

～ 5年ぶりにリアル開催！県内外・国外から約 2,700 人のランナーが激走～

1 概要

鳥取マラソンは、鳥取砂丘や鳥取城跡、仁風閣、万葉の里などをはじめとした本市の史跡・名所を巡るほか、千代川や田園地帯などの美しい自然景観も楽しめる『完全ワンウェイコース』となっている。

また、コース各所に設けるエイドステーションにおいて、多くのボランティアの協力による給水や、鳥取特産のらっきょう、梨などをはじめ、地域住民手づくりの食べ物などの給食も提供しており、全国からも魅力的な大会として好評。

2 5年ぶりのリアル開催

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで中止としたりここ3年間は「オンライン」での開催だったが、今年度の 2024 大会については5年ぶりに実際のコースを走っていただく大会として開催した。

3 主催

鳥取マラソン実行委員会（鳥取市、鳥取県、新日本海新聞社、鳥取陸上競技協会の4者で構成）

4 期日

2024（令和6）年3月17日（日） 午前9時スタート

5 コース

鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース（42.195 km）

* スタート；鳥取砂丘オアシス広場付近

* フィニッシュ；ヤマタスポーツパーク陸上競技場（布勢総合運動公園内）

6 大会スケジュール

○ 8:45 スタートセレモニー

○ 9:00 スタート（スターター；深澤義彦市長）

○ 11:30 表彰式（上位入賞者 随時）

○ 15:00 最終走者フィニッシュ（制限時間；6時間 途中閉門あり）

7 参加人数

2,679人（うち完走者2,503人 完走率93.4%）

8 その他

（1）500人を超えるボランティアが運営を支援。

（2）ゲストランナーのハリー杉山さんが大会を盛り上げ

鳥取マラソン2024 状況写真【R6. 3. 17 (日)】



スタートセレモニー〔鳥取砂丘オアシス広場〕



ハリー杉山 氏〔ゲストランナー〕



スタート〔鳥取砂丘オアシス広場〕



エイドステーション①



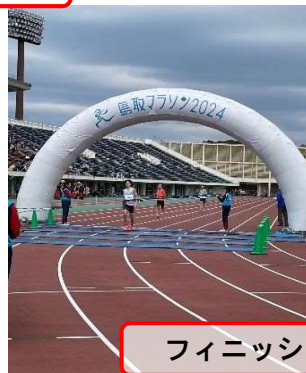
エイドステーション②



エイドステーション③



エイドステーション④



フィニッシュ〔ヤマタスポーツパーク陸上競技場〕

